

議案第46号

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「1人につき217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中	円	円	円	を
	12, 500	13, 350	14, 200	
	10, 800	11, 650	12, 500	
	9, 100	9, 950	10, 800	

円	円	円	に改める。
12, 900	13, 700	14, 500	
11, 300	12, 100	12, 900	
9, 700	10, 500	11, 300	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、補償基礎額が引き上げられること等に伴い、本市の非常勤消防団員等の公務災害補償についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。